

仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (令和3-5年度計画)中間案[概要]

1 計画策定の趣旨

老人福祉法及び介護保険法に基づき、高齢者保健福祉施策の推進及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関し定めるものです。令和3年度から令和5年度までを計画期間とし、高齢者が地域で安心して誰もが自分らしく暮らし続けられるよう、それぞれの地域にふさわしい地域包括ケアシステムの実現を目指し策定します。

2 本市の高齢者を取り巻く現状

| | | | | |
|----------------------|----------|------------|------------|------------|
| 第1号被保険者数(65歳以上の方の人数) | (令和2年) | (令和5年推計) | (令和7年推計) | (令和22年推計) |
| | 257,285人 | → 268,172人 | → 274,134人 | → 332,452人 |
| 要介護等認定者数 | (令和2年) | (令和5年推計) | (令和7年推計) | (令和22年推計) |
| | 47,517人 | → 50,787人 | → 53,619人 | → 73,478人 |
| 認知症高齢者数※ | (令和2年推計) | (令和7年推計) | (令和22年推計) | |
| | 48,564人 | → 59,554人 | → 88,482人 | |

※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」による推計値(5年ごとの推計)であるため、令和5年推計値は掲載していません。

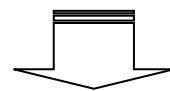
3 計画の位置付けと基本目標

◎仙台市基本計画◎

理念 挑戦を続ける、新たな杜の都へ～“The Greenest City” SENDAI～

目指す都市の姿 多様性が社会を動かす共生のまちへ…

チャレンジプロジェクト 「心の伴走プロジェクト」、「地域協働プロジェクト」
「ライフデザインプロジェクト」…



○仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画○

基本目標 高齢者が健康で生きがいを感じながら、社会を支え続けるとともに、
地域で安心して誰もが自分らしく暮らすことができる社会の実現を目指します。

4 高齢者保健福祉施策の推進

施策の推進にあたっては、高齢者が地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・日常生活の支援が、包括的に提供される地域包括ケアシステムの実現を目指します。

【方向1】健康寿命を延伸するとともに社会で活躍し続けるために

(施策1) 高齢者の健康と元気を応援する地域づくりや活動への支援の充実

高齢になってもできるだけ長く心身ともに健康な生活を送れるよう、フレイル予防や介護予防への自主的な取り組みへの支援や、生活習慣病の対策などの健康づくりを介護予防と保健事業の一体的な実施により推進します。

(施策2) 高齢者が生涯活躍できる環境の整備

高齢者が知識や経験、能力を生かし、あるいは、知識や経験などの有無に関わらず活躍し続けられるよう、多彩な学びの機会の提供のほか、就労の機会の確保、地域の支え合い活動やボランティア活動などの社会参加、生きがいくりの取り組みを進めます。

【方向2】共に支え合い安心して暮らし続けるために

(施策3) 自立した生活を続けるための生活支援体制づくりの強化

日常生活上の支援が必要になっても安心して暮らし続けることができるよう、地域力も活用した多様な生活支援サービスの提供や、適切な住まいと住まい方を選択できるような、居住環境の整備などに取り組みます。

(施策4) 地域の多様な主体が連携する地域ネットワークづくりの推進

地域における見守り・支え合いの体制づくりや、地域包括支援センターによる支援の充実に向けた取り組みのほか、医療や介護などをはじめとするさまざまな専門職や関係機関等の連携強化を図り、関係する全ての人が「我が事」として「丸ごと」つながる、地域ネットワークづくりを推進します。

(施策5) 認知症の人が希望を持って自分らしく暮らし続けることができる取り組みの推進

認知症は誰もがなりうるものであることを踏まえて、身近なものとして認知症の理解促進を図るとともに、認知症の人が希望や生きがいを持って自分らしく暮らし続けることができるよう、活躍できる場の機会をつくる取り組みを推進するなど、当事者や家族の視点を重視しながら「共生」と「備え」を柱として、認知症施策を推進します。

【方向3】介護サービス基盤の充実と介護人材の活躍を支えるために

(施策6) 効果的な介護サービス基盤の整備

介護サービスの需要を中長期的に踏まえた介護サービス基盤の整備を進めるとともに、提供されるサービスの質を確保するための事業所・施設への支援や、大規模災害や新型コロナウイルス感染症への備えについても取り組みます。

〈計画期間(令和3～5年度)内の整備量の目標〉

◇介護サービス基盤の整備目標 ※整備量については現時点の見込みの数値であり、今後さらに精査を進めます。

| | | | |
|----------------------------------|-------|-------------|-------|
| 特別養護老人ホーム | 220人分 | 介護老人保健施設 | 110人分 |
| 認知症高齢者グループホーム | 135人分 | 特定施設入居者生活介護 | 330人分 |
| 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 12事業所 | | |

(施策7) 多様な介護人材の確保・育成と働きやすい環境づくりの推進

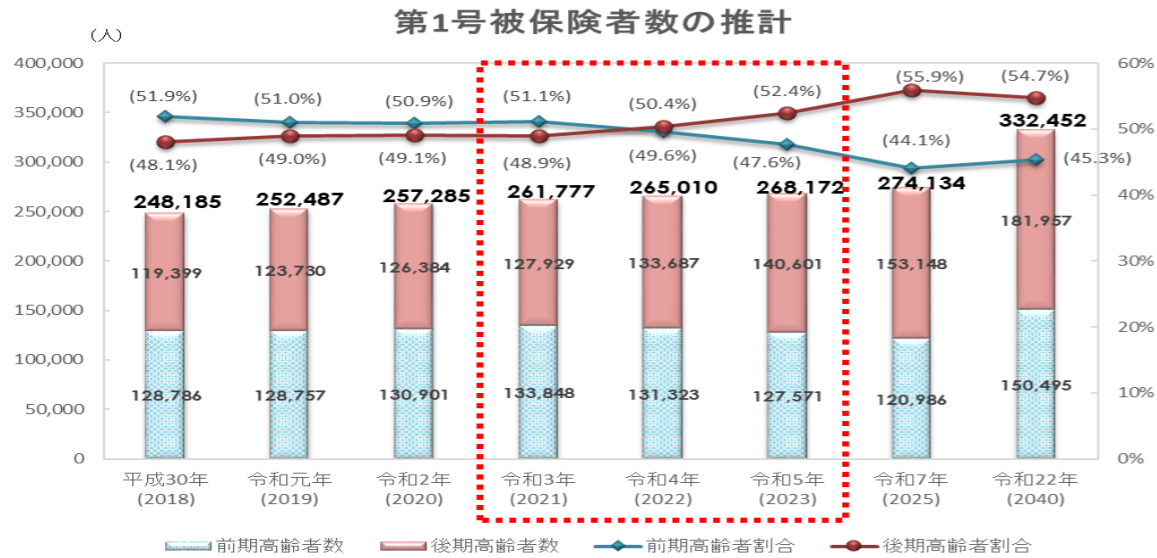
将来にわたって介護人材が確保され、サービスが安定的に提供されるよう、多様な人材の参入など介護人材のすそ野を広げる取り組みの推進や介護職員のスキルアップを支援するとともに、働きやすい環境づくりを推進します。

5 令和3年度～令和5年度における介護保険事業に係る見込み

※現時点での試算値です。令和3年度介護報酬改定等により、今後変動します。

(1) 第1号被保険者

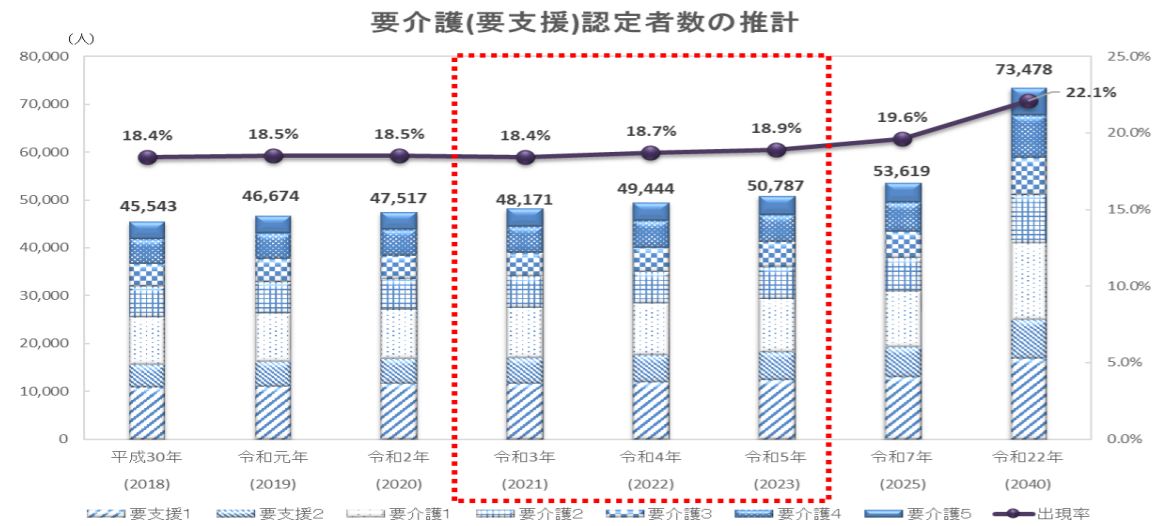
第1号被保険者(65歳以上の方)は今後も増加する見込みです。
令和2年 約25万7千人 ⇒ 令和5年 約26万8千人 (+4.2%)



※令和2年までは実績(各年10月1日)、令和3年以降は推計

(2) 要介護等認定者

要介護等の認定を受ける方も増加する見込みです。
令和2年 約4万8千人 ⇒ 令和5年 約5万1千人 (+6.9%)



※令和2年までは実績(各年10月1日)、令和3年以降は推計

(3) 保険給付費等の見込み

保険給付費等の費用は2,569億円と見込まれます。

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和3～5年度計(第7期比 ^(*)) | (参考)第7期計 | |
|---------|-----------|-------|-------|--------------------------------|----------------|---------|
| 保険給付費 | 居宅サービス等 | 335億円 | 349億円 | 365億円 | 1,049億円 +12.1% | 936億円 |
| | 施設サービス | 237億円 | 241億円 | 248億円 | 726億円 +8.5% | 669億円 |
| | 地域密着型サービス | 148億円 | 157億円 | 163億円 | 467億円 +14.2% | 409億円 |
| | 高額介護サービス等 | 50億円 | 51億円 | 52億円 | 153億円 +24.4% | 123億円 |
| | 小計 | 769億円 | 798億円 | 828億円 | 2,396億円 +12.1% | 2,137億円 |
| 地域支援事業等 | 57億円 | 58億円 | 59億円 | 173億円 +1.8% | 170億円 | |
| 合計 | 826億円 | 856億円 | 887億円 | 2,569億円 +11.4% | 2,307億円 | |

※億円未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

(*)令和3年～5年度計と第7期計の億円単位での比較である。

(4) 第1号被保険者の保険料

令和2年度の基準額 5,893円/月

⇒ 令和3年度～令和5年度の基準額 6,200円/月 (※)

(※) 本市の保険料収入の剰余金の積立て(68億円)を活用して6,941円を6,200円に軽減(-741円)しています。

令和2年度の保険料

| 区分 | 段階 | 対象者 | 保険料(月額換算) | 基準額に対する割合 | |
|-------------|-------------|---|---|-------------------|------|
| 基準額より軽減される方 | 1 | 生活保護を受給している方 世帯員全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方 | 1,768円 | 0.30 [※] | |
| | 2 | 世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円以下の方(第1段階に該当する方を除く。) | 1,768円 | 0.30 [※] | |
| | 3 | 世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円を超え、120万円以下の方(第1段階に該当する方を除く。) | 2,357円 | 0.40 [※] | |
| | 4 | 世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が120万円を超える方(第1段階に該当する方を除く。) | 4,125円 | 0.70 [※] | |
| 基準額 | 5 | 本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税の方がいる場合)で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円以下の方 | 5,009円 | 0.85 | |
| | 6 | 本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税の方がいる場合)で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円を超える方 | 5,893円 | 基準額 1.0 | |
| | 基準額より増額される方 | 7 | 本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が125万円未満の方 | 6,482円 | 1.10 |
| | | 8 | 本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方 | 7,366円 | 1.25 |
| | | 9 | 本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方 | 8,840円 | 1.50 |
| | | 10 | 本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方 | 10,018円 | 1.70 |
| | | 11 | 本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方 | 11,197円 | 1.90 |
| | | 12 | 本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方 | 12,375円 | 2.10 |
| | | 13 | 本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が1,000万円以上の方 | 13,554円 | 2.30 |

令和3年度～令和5年度の保険料(試算額)

| 区分 | 段階 | 対象者 | 保険料(月額換算) | 基準額に対する割合 | |
|-------------|-------------|---|---|-------------------|------|
| 基準額より軽減される方 | 1 | 生活保護を受給している方 世帯員全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方 | 1,860円 | 0.30 [※] | |
| | 2 | 世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円以下の方(第1段階に該当する方を除く。) | 1,860円 | 0.30 [※] | |
| | 3 | 世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円を超え、120万円以下の方(第1段階に該当する方を除く。) | 2,480円 | 0.40 [※] | |
| | 4 | 世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が120万円を超える方(第1段階に該当する方を除く。) | 4,340円 | 0.70 [※] | |
| 基準額 | 5 | 本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税の方がいる場合)で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円以下の方 | 5,270円 | 0.85 | |
| | 6 | 本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税の方がいる場合)で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円を超える方 | 6,200円 | 基準額 1.0 | |
| | 基準額より増額される方 | 7 | 本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が125万円未満の方 | 6,820円 | 1.10 |
| | | 8 | 本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方 | 7,750円 | 1.25 |
| | | 9 | 本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方 | 9,300円 | 1.50 |
| | | 10 | 本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方 | 10,540円 | 1.70 |
| | | 11 | 本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方 | 11,780円 | 1.90 |
| | | 12 | 本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方 | 13,020円 | 2.10 |
| | | 13 | 本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が1,000万円以上の方 | 14,260円 | 2.30 |

※第1段階から第4段階までの「基準額に対する割合」は、公費により軽減しています。

(第1段階および第2段階: 0.50→0.30, 第3段階: 0.65→0.40, 第4段階: 0.75→0.70)

・合計所得金額は、地方税法上の合計所得金額(収入から必要経費等を控除した額)から、譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた金額です。